令和2年度 第2回 都市計画審議会

令和3年2月8日(月)午後2時~ 猪名川町役場第2庁舎2階委員会室

- 1. 開 会
- 2. あいさつ
- 3. 委嘱状交付
- 4. 議事
 - (1) 議案第1号 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(兵庫県 決定)について
 - (2) 議案第2号 阪神間都市計画区域区分の変更(兵庫県決定)について
 - (3) 議案第3号 阪神間都市計画用途地域の変更(猪名川町決定)について
- 5. 閉 会

-配布資料-

猪名川町都市計画審議会委員名簿

- 資料1 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(兵庫県決定)について
- 資料2 阪神間都市計画区域区分の変更(兵庫県決定)について
- 資料3 阪神間都市計画用途地域の変更(猪名川町決定)について

○出席委員

 委員長 柏原士郎

 副委員長 角野幸博

 委員 大 下 章

委 員 大 下 章 委 員 平田 清 委 員 阪本 ひろ子 委 員 伊 原 欣 司 委 員 井戸真樹 委 員 福井和夫
 委員福井澄樂
 委員山田京子

 委員杉本直之
 委員仲間享三

○欠席委員

委 員 山 下 香 委 員 水 野 優 子 委 員 井 樋 世一郎 委 員 横 山 也

○職務のため委員会に出席した事務局職員

まちづくり部長 佐々木 規 都市政策課長 平井 明 文 秀 都市政策課主幹 塚原 高 史 都市政策課主事 清 水 健 太 都市政策課主事 田 形 涼 産業労働課長 福 隆 田

産業労働課主幹 小野山 富 夫

- ○会長 当申議会運営規則第8条に基づき、議長を務めさせていただきます。 それでは、議案第1号、阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、 事務局よりご説明をお願いいたします。
- ○事務局 それでは、議案第1号の阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について説明させていただきます。失礼ではございますが、着座にて説明させていただきます。 議案第1号の説明に関しては、お手元の資料1、また、前に表示するスクリーンに沿って説明させていただきます。前のスクリーンが見にくければ、お手元に同じ内容の資料をお配りさせていただいておりますので、参考いただいて、説明しますのでよろしくお願いします。 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更については、平成30年度第1回 猪名川町都市計画審議会において、見直し基本方針の素案を説明させていただいたところですが、今回、初めて計画をご覧になった委員の方もいらっしゃいますから、最初は簡単に概略を説明いたします。

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、通称、阪神地域都市計画区域マスタープランと呼ばれております。また、それを略して区域マスと呼ばれています。これらは全て同様の意味ですので、今後、説明の中で阪神地域都市計画区域マスタープランや区域マスという言葉が出てきた際には、全て阪神地域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のことであると考えてください。

区域マスは、都市計画法第6条の2で都市計画区域については、都市計画に当該都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとすると規定されており、都市計画法に基づ いた計画です。区域マスは、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向け、一市 町村の域を超えた広域的、根幹的な都市計画の方向性を示すものです。

なお、本町で作成している猪名川町都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2の 規定により、阪神地域都市計画区域マスタープランに即して作成されています。県の定める 区域マスと町の定める都市マスの関係性については、後ほど説明します。

兵庫県下には、19市7町に5つの広域都市計画区域と12市3町に15の単独都市計画 区域、合計20の都市計画区域が指定されています。本町は、7市1町で構成される広域都 市計画区域である阪神間都市計画区域に属しています。そのような県下に20ある都市計画 区域の中で、神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の7地域で都市計画区域マス タープランは策定されております。本町は阪神間に属しておりますので、今回は特に阪神地 域都市計画区域マスタープランについて説明します。

阪神地域都市計画区域マスタープランと町の各計画の関係性について説明します。

トップに位置づけているのが、今回変更を予定している、県が定める区域マスです。区域マスに即した形で、町が定める都市計画マスタープランが位置しています。さらに町の都市計画マスタープランを補完する形で、市街化調整区域の土地利用方針を示した猪名川町土地利用計画等が存在します。このように県の区域マスに即した形で町の計画ができており、具体的な都市計画の実現につながっています。

都市計画区域マスタープランの内容は、都計法上に規定されています。まず、役割や目標、 年次等を示した基本的事項、2つ目に、都市計画に関する現状と課題に基づき、都市づくり の理念を示した都市計画の目標、3つ目に、阪神間の区域区分決定の有無や都市計画の決定 の方針を示した阪神地域の都市計画の目標等で内容を構成されています。これらは、区域マスの中で人口や人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて、将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいか、具体的に定めるものとして必要な事項となっております。

都市計画区域マスタープランは、社会情勢の変化に対応するため、おおむね5年ごとに見直しを行っています。前回の見直しから5年が経過することから、今回、再度見直しを行います。

都市計画区域マスタープランの見直しの流れについて説明します。

まず、県では区域マスの変更のほかに議案第2号で説明する区域区分の変更等も併せて見 直しを進めており、お示ししている流れには区域区分の内容も含まれています。

それでは、上から流れをお伝えしていきます。平成30年度第1回猪名川町都市計画審議会にて見直し基本方針の素案の報告をし、その後、県で見直し基本方針の策定がされました。令和元年度には第1回猪名川町都市計画審議会にて区域区分の見直しについて報告をし、その後、県でマスタープラン区域区分等の見直し素案の作成がされました。令和2年度には4月に県により素案の閲覧と説明会が行われました。なお、公聴会については、素案に対する公述申出書の提出がなかったため、中止となりました。その後、見直し案の縦覧が今年1月に行われ、本町においても、まちづくり部都市政策課窓口にて1月13日から27日まで2週間の縦覧を行いましたが、縦覧者、意見書の提出はありませんでした。

そして、本日の都市計画審議会で説明を行い、意見聴取の上、兵庫県に案に対する意見を回答いたします。今後は2月16日に県の都市計画審議会が開催される予定となっており、手続が整えば3月下旬には区域マスの変更決定告示が行われる予定です。都市計画区域マスタープランは、県都市計画審議会の開催までに市町都市計画審議会の意見を聞き、市町の意見を回答することとされています。現在、県から区域マスの変更について意見照会が来ており、今回の都計審で委員の皆さんのご意見を聴取し、県に回答を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の1の1の計画書をご覧ください。こちらには、変更に当たっての理由書となっております。社会情勢の変化や兵庫2030年の展望、兵庫県地域創生戦略を踏まえ、変更する旨が書かれています。兵庫2030年の展望や兵庫県地域創生戦略については、参考資料の1の1、1の2としてお配りしておりますので、また別途確認いただければと思います。

次にマスタープラン本文について、資料1の3の概要版を利用して説明します。概要版を 見ていただくか、もしくは前方スクリーンに説明している箇所を示したものをお見せします ので、そちらをご覧ください。

なお、今回は前回、平成30年度都市計画審議会で説明した変更案の素案の内容から大きく変わったところや、猪名川町に関係の深いと思われるところのみに絞って簡単に説明します。

まず、区域マスの県全体共通の基本的事項についてです。1番の役割の中に、2つ目に、 立地適正化計画を定めるという文言があります。文言でいうと、都市計画区域マスタープラ ンに即して市町マスタープラン及び立地適正化計画を定めるというところです。立地適正化 計画とは、町都市計画マスタープランの高度化版であり、医療、福祉施設、商業施設や住居 等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直して、コンパクト・プラス・ネットワークの考えを持った計画です。国が作成を推進している計画で、この計画を策定することで計画に基づいた様々な支援措置を国から受けることが可能となります。本町では、まだ立地適正化計画は策定しておりませんが、来年度に改定予定の町都市計画マスタープランに、立地適正化計画策定の方向性の記載について検討してまいりたいと考えております。

続いて、都市計画の目標についてです。都市計画の目標に関する基本的な視点ですが、県の将来像である21世紀兵庫長期ビジョン、兵庫2030年の展望、兵庫県地域創生戦略に基づき、計画がされています。まちづくりの基本方針については、5年前からの変更はありません。

県の都市計画の現状と課題です。県全体で交通弱者の増加が問題となっており、公共交通の維持、確保が大きな問題となっております。ほかにも、防災対策の必要性の増大が叫ばれています。そして今回、大きな課題として取り上げられているのが、新型コロナウイルスに関する経済社会への影響です。一極集中型社会の脆弱性の顕在化から、コロナ禍以降、リモートワークへの対応による地方への企業進出等がニュースでも取り上げられ、地方への分散型社会への転換が注目されています。

これまで説明した現状と課題から、県下の都市づくりの基本理念として、1つ目の安全・安心な都市空間の創出からは、土砂災害警戒区域内の自然災害のリスクを踏まえて市街化を抑制、また、地域創生を推進するための移住、企業誘致等を促進し、分散型社会に対応した都市づくりを推進するといったことが特に前回から加えられ、変更があった箇所となっております。

(3)番の持続可能な都市構造の形成に関しては、新型コロナウイルスの影響で脆弱性が明らかになった集中型社会から、持続可能な分散型社会への転換が、また、交通ネットワークの方針として、地域に応じた適切な輸送手段により地区間を連携といった方針が示されています。ここまでが県全体の方針でした。

続きまして資料1の3、A3用紙の概要版は裏面をご覧ください。ここからは、県の中でも阪神間に焦点を絞った阪神地域都市計画区域マスタープランの内容について説明いたします。

阪神地域の都市計画の目標です。市街地エリアの方向性としては、利便性の高い駅周辺での人口維持が、また、市街地以外のエリアの方向性としては、地域主導による集落の機能維持が地域活性化を促進すると示されています。

区域区分の決定の有無及び方針ですが、阪神間都市計画区域は近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域を含むことから、都市計画法第7条第1項第1号ロにより市街化区域、市街化調整区域といった区域区分を定めることが義務づけられています。

続いて、阪神間の主要な都市計画の決定の方針です。猪名川パークタウン中心部は地域都市機能集積地区として定められており、特に都市機能を維持、充実させる箇所として位置づけられています。また、新名神高速道路沿いを広域連携軸に位置づけ、地域内外の連携強化や物流アクセスの強化を図ることとして示されています。

土地利用に関する方針について、インターチェンジ周辺での新たな産業拠点の形成を促進

するという方針に、本町の産業拠点地区が上げられております。また、産業拠点地区は新名 神高速道路周辺の流通業務地としても示されています。

都市施設に関する方針ですが、交通施設に関する項目でデマンド型交通などにより北部の移動手段を確保と示されています。現在、まさにこのデマンド型交通の実証実験を行っているところであり、新しい交通システムとして乗合移動サービス、チョイソコいながわを実施しております。チョイソコいながわは、地域の停留所から幹線道路上のバス停までを運行する事前予約型の乗合移動サービスで、これを活用していただくことで、バスや電車などの公共交通の利便性を高め、多くの皆さんに公共交通機関を利用していただき、路線バスなどの公共交通を将来的に維持していくことを目的としています。

阪神間の市街地整備に関する方針ですが、ここでも先ほど説明した立地適正化計画の活用 について示されています。

阪神間の防災に関する方針ですが、土砂災害特別警戒区域等の指定と市街地の抑制について書かれています。今般、都市再生特別措置法の一部を改正する法律が令和2年2月7日、閣議決定され、令和2年6月10日に公布、令和2年9月7日に施行されました。また、それに合わせ、都市計画法等が改正されたところです。これは頻発、激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることは喫緊の課題となっており、この課題に対応し、安全で魅力的なまちづくりを推進するために改正がされました。この都市再生特別措置法の改正の影響により、市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における住宅等の開発許可の厳格化が行われます。

このことで本町でも制度運用している特別指定区域制度の見直しが行われることとなり、 区域の中でも浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域に特別指定区域が重なっているところに ついては、令和4年4月の改正として施行日までに制度見直しを完了することが、原則とし て国が方針を示しています。そのため、本町についても、大島小学校区、楊津小学校区、阿 古谷地区で平成24年から既に区域指定されており、現在まで制度活用を図っている特別指 定区域について、特別指定区域と特定の災害危険区域が重なる箇所については、来年度には 区域見直しをする方向へ作業を進めなければなりません。このことについては、来年度、町 都市計画マスタープランの改定と並行して作業を行っていき、この都市計画審議会でも重要 事項として審議いただくものとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、阪神地域の地域連携型都市構造についてです。猪名川町を見てみると、先ほど説明した地域都市機能集積地区として猪名川パークタウン中心部が赤色点線丸印で示される。 横方向に青色矢印が延びている広域連携軸は、新名神高速道路に沿って示されています。

以上で都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の説明を終了しますが、来年度には今回 説明した区域マスに即して見直しの時期を迎える町都市計画マスタープランの改定作業が始 まります。その他、防災の方針に即した特別指定区域の見直しや公共交通の整備等、本計画 は猪名川町に大きく関わる計画となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終了します。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

説明が終わりました。

ご意見、ご質問の際には議事録作成の関係上、お名前を述べていただき、発言をお願いい

たします。何かご質問はございませんでしょうか。 どうぞ。

- ○委員 用語のことで確認させていただきたいのですが、ここで「阪神」というと神戸が入る と思います。「阪神間」というと芦屋から尼崎までということで、中身が阪神間と書いたり、 阪神と書いたり、ちょっとばらつきがあるように思いますけど、その辺はいかがでしょうか。
- ○事務局 お答えいたします。今回、阪神地域都市計画区域マスタープランについては、マスタープランは、先ほど説明のあった7つマスタープランがありまして、その中に神戸マスタープランというのが単独であります。阪神間のマスタープランは神戸が入っていない、芦屋であったりとかそういったところのマスタープランもあったりしますので、今回は阪神間のマスタープランということを説明させていただいております。
- ○委員 それは分かりますが、それであったら、阪神間というふうに言ったほうがいいと思います。阪神地域とか書いていますからね、それだったら阪神というくくりでいくと神戸が入ります。阪神間という、今ここで、この図面を指そうと思うと、これは阪神間と入れたほうがいいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- ○事務局 少しややこしいですが、都市計画区域名としては阪神間都市計画区域として定めているのが先ほど言った神戸であったり、ほかの東播磨とかあったりしますが、マスタープランの名前が阪神地域都市計画区域マスタープランということで、ちょっと地域っていうのと阪神間っていうのと違いがありますけど、区域名としては阪神間都市計画区域として定まっています。
- ○委員 だからこれにはただし書が入っていますね。それは阪神間ですよということが。阪神地域という言葉で始まって、これは阪神間のことを言っていますということで、全てただし書が入っているということですね。一部には入ってないわけですね。だから、ほかにもありますけど、ただし書を入れるのであればきちっと入れて、通常、都市計画の分野ではこれを言うのかも分かりませんけど、通常、阪神という場合は神戸が入ります。だから、入らないということで阪神間と入れていると思いますけども、ほかのとこにもちょこちょこありますので、その辺、用語をちょっと厳密にされたほうがいいのではないかと。ここでいうことではないかもしれませんが、そういう意見をちょっと申し上げたいと思います。
- ○会長 非常に重要なことだと思います。このパワーポイントは、これは事務局でつくられた わけですよね。
- ○事務局 はい。
- ○会長 いわゆる本文というのは、元のほうは定義をはっきりされたらと思います。もしあれ やったら今のご意見を生かしていただいたらいいと思います。
- ○事務局 事務局です。少し補足いたしますけれども、今のパワーポイントの資料、確かに担当がつくりましたけれども、当然、県の都市計画の資料からつくっております。こちらの資料1の2という阪神地域都市計画区域マスタープラン(阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)案、令和3年1月、兵庫県というこの資料が、これが今回ご審議いただく原本でございます。このページの開いていただきまして1ページのほうに、今、委員のほうからもご意見ございましたように、これは何かというと、この対象地域を1ページの下の図面のほうに但馬、丹波、西播磨、東播磨、神戸地域、淡路地域で、阪神地域ということで、地域をこういう形で分けて、地域ごとのマスタープランをつくっています。

ただ、2ページのほうにございますこの阪神地域のマスタープランは何を指しているのかというと、阪神間都市計画区域をこの地域は対象といたしますと。また、例えば丹波地域であれば、篠山都計とか丹波都計とか、それぞれ都計がありますが、この地域は丹波地域のマスタープランをつくりましょうというように、基本的にはお諮りしている名称は表にもあります阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と、これがお諮りしている名前なんですが、兵庫県のほうでは7つに地域を分けてマスタープランをつくろうということで、ここの1ページにございます、ちょっと神戸地域と阪神地域という区分けをして、県のほうがつくられておりますので、担当のほうとしてはその名称を使った形で説明をさせていただいた、そういったことでございます。こちらのほうで造語のようにつくったものでなくて、兵庫県がこういう形で区域を分けて、マスタープランをつくっておりますので、そのことを使い分けながら説明させてもらった次第でございます。

- ○委員 それは分かりますが、ただ、神戸を除いているのに阪神という言葉でくくると神戸が 入ると。だから、阪神間というくくりにすればいいと。だから、県がつくったからもう何で も県の言うとおりだというふうに言われたら、あんまりここで審議する意味がないわけです よね。おかしいとこはおかしいと、やっぱり指摘をしておきたいと思います。
- ○事務局 県の資料を説明させていただいたというところでございますので、意見として承りたいと思います。
- ○会長 それでは妥当であれば、それを意見として出していただいて、よろしくお願いいたします。

ほかに何かご意見ございませんでしょうか。 どうぞ。

○委員 感想が1つあります。それと質問が1つありますが、感想としては、この資料、これの14ページ、15ページ辺りに、本県は地域ごとに地域連携型都市構造の実現を図る云々と書いた表現、それから15ページには②ですね、市街地以外のエリアとして、市街地以外のエリアにおいては地域の活力が維持されるというのがありますけど、前回の30年に提示されたものを確認しましたら、さきに言いました地域連携型都市構造の実現云々については、各地域が活力を持って自立できる都市構造を目指すという表現だったと確認しました。そして、先ほど言いました市街地以外のエリアにおいては地域の活力が維持される云々っていう部分は、地域のにぎわいが維持されるというふうな表現でした。これ、いわゆるお役所で使う用語の転換をされたのかなと思いますが、何となく活力にしろ、にぎわいにしろ、実際に人がどういうふうに活躍できるのかなという、そういうイメージが希薄になったような気がします。これは感想です。

それから質問ですが、15ページにあります②の市街地以外のエリアの説明にあって、30年の時の案には下のほうに地域のイニシアチブ、主導により地域の維持、活性化を図るための多様な取組が行われるよう、地区計画等の都市計画手法をはじめとした各種制度を積極的に活用するという文言も、市街地以外のエリアという説明の部分に、一番下に記載されていました。それで今これの新しい資料には、案にはそれがないと、ごっそり削除されています。これはどういう意味なのかちょっと確認したいです。実際にこれも実現不可能だということで削除したのか、またはほかの項目に何か今言ったような内容と同様の項目があるのかどうかとか、そういうことです。これは要するに実際に住んでいる猪名川町でどういうふ

うにやっていこうかと思ったときに、こういう内容があるとないとではやっぱりモチベーション違うと思いますので、理由をお聞きしたいということです。以上です。

- ○会長 今の質問はお分かりになりますか、削除されている部分の理由ですね。
- ○事務局 地区計画については、削除はされているということですが、全く市街化調整区域での地区計画を運用してまちづくりができなくなったというわけではございません。
- ○会長 今の質問に対してはどうですか。だから削除しても問題はないということですか。
- ○事務局 今回、ちょっと削除されてしまってはいますけども。
- ○会長 今ご質問されたのは、残しといたほうがいいというご意見でよろしいですか。
- ○委員 いや、残しといたほうがいいというか、ほかの項目に同様の内容がありましたら。
- ○会長 どっか別のところへあればと思いますが。
- ○委員 なぜ消えてしまったのかという理由が分かるなら、説明しないといけないのではないですか。分からないのではなく、なぜなのか。
- ○会長 今のようなことは、ほかのところにあげられているとか、事務局の方で分かりますか。
- ○事務局 このご質問に関してはちょっとお時間頂いて、確認した上でお答えさせていただき たいと思います。
- ○会長 はい、分かりました。

それでは、現在確認中ですので、他にご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。 特にお時間がかかるようでしたら、その辺の状況を踏まえて、もしどこにも省略されてし まって移されてもないということであれば、残してほしいという具体意見があったというこ とでよろしいですか。

- ○委員 はい、結構です。
- ○会長 ご意見ですからね。
- ○委員 はい。
- ○会長 事務局もそれでよろしいですか。
- ○事務局 はい。
- ○会長 それでは、そういうご意見を出していただいて、もしここにありますということであれば、また後日でもご回答いただいて、処理をしていただくということでよろしいと思います。

それでは、ほかにご意見ございませんでしょうか。

なければ、お諮りいたします。議案第1号、阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の 方針の変更(兵庫県決定)について、原案どおり異議なき旨を回答することにご意見ありま せんか。異議なき旨ということはあれですので、今出たご回答をしていただくというふうに させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○会長 それでは、次の議題に移らせていただきます。議案第2号、阪神間都市計画区域区分の変更について及び第3号議案、阪神間都市計画用途地域の変更については、関連があることから、まとめて事務局よりご説明をお願いいたします。
- ○事務局 それでは、議案第2号について説明させていただきます。

資料につきましては、資料2をご覧ください。

まず、区域区分について簡単に説明させていただきます。都市の健全な発展と秩序ある整

備を図るため、一体の整備として捉える必要がある区域を都市計画区域として定めています。 都市計画法の第7条に、この都市計画区域において無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的 な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができると規定を されております。都市計画というルールによって、都市計画区域を市街化区域と市街化調整 区域とに区分することを区域区分または線引きといいます。既に市街地を形成している区域 及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、対 照的に市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域として区分しています。

次のページ、見直しの経緯についてですが、区域区分の変更については、兵庫県が決定する都市計画であり、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を昭和45年に定めた後、おおむね5年ごとに変更されてきました。見直しは7回にわたり、県下一斉見直しを経て現在に至っております。前回、第7回区域区分の見直しは平成28年3月に行われております。平成30年11月に兵庫県により県下一斉に第8回区域区分の見直しの行う方針が示され、変更スケジュールに従い、区域区分の見直しを行っております。

見直しのスケジュールについては、次のページですが、令和元年度の都市計画審議会で見直しの基本的な考え方及び素案を報告させていただきました。令和2年7月9日には県が区域区分見直し素案の説明会を川西市のアステホールで開催し、参加者は8名でございました。9月24日には、次に説明いたします用途地域の変更と併せて本審議会で報告させていただいたところです。その後、県のほうで国への事前協議を行い、協議の回答が国から県へあったことから、1月12日に関係市町へ意見照会がされたところであります。先ほどの阪神区域マスタープランと同じような形で、令和3年1月13日から27日まで変更案の縦覧が行われました。区域区分につきましても、縦覧者、意見書の提出はありませんでした。本日、1月12日にあった意見照会を受け、本審議会へ諮問させていただいております。その後、予定でございますが、2月16日に県の都市計画審議会に付議、2月下旬には国土交通大臣の同意協議、3月下旬に決定告示の予定となっております。

それでは、計画書についてご説明いたします。

資料は、資料2の1ページでございます。1番の計画図については、後で説明します。

2番の人口フレームにつきましては、都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン等に示された都市の将来像を前提として人口フレームや産業フレームを設定して行うことが基本であることから、国勢調査による基準年次、平成27年度の人口を基に、目標年次である10年後の人口を設定しています。阪神間都市計画区域内の人口は、175万7,000人から5万人の減少の170万7,000人でございます。市街化区域内の人口は、171万8,000人から4万2,000人減少の167万6,000人となっています。その下の保留する人口8万人は、次回の区域区分見直しまでの間に市街化区域の編入を行うことが望ましいと想定される区域を弾力的に取り扱うため、市街化調整区域内で市街化区域に編入すべき状況が整うと見込まれる区域に配分し、一般保留として8万人となっております。

次に、資料2の2ページ、理由書についてでございます。阪神間都市計画区域においては、 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区 分を昭和45年に定めた後、おおむね5年に一度の一斉見直しを行っており、今回、第8回 の一斉見直しを行うものです。将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入するなど、計画的な市街化を図るため、本計画のとおり区域 区分を変更するものです。

次に、今回の見直しに係る阪神間の地図です。こちらはスクリーンでは画面が見にくいかもしれないので、お配りしている資料の中の参考2の3ページでお示ししているものを見てもらったほうがよいかと思います。阪神間都市計画区域の変更概要図、図面の黒色に少し塗られているところが現在の市街化区域です。今回、阪神間で変更対象となるのは15か所でございます。そのうち、本町では14番の肝川・差組地区、15番の若葉地区の2か所でございます。スクリーンにお示ししているこちらが市街化区域編入予定箇所で、本町では産業拠点地区の45.9ヘクタールで、土地利用としましては工業系、民間開発事業によるもので、詳細については次で説明します。

次の市街化調整区域編入予定箇所、猪名川町の場合15番の若葉地区でございます。この地区につきましては、境界調整によるもので、本町では0.05ヘクタールになります。詳細については、あわせて次で説明します。

次のページ、法定図書であります総括図の抜粋版を、スクリーンに映しておりますが、少し色が薄くて分かりにくいのですが、つつじが丘の下の部分で、こちらが産業拠点地区でございます。若葉地区は、こちらの猪名川パークタウンの用途地域の中にちょうど都市計画道路原広根線が今回、道路改良に伴って区域が変わりましたので、ここの部分を今回、変更としております。詳しくは次、拡大図等がありますので、そちらで説明します。

こちらが計画図、肝川・差組地区でございます。もう皆さんご存じかもしれないです。この赤色で区域を囲っている部分が、産業拠点地区の地区計画であり、この審議会でお諮りいたしましたが、その地区計画区域と同じ計画区域となっております。こちらが概要図になります。当該地区は猪名川町産業拠点地区として位置づけ、民間事業者が既に開発許可を得て、土地造成工事が完了し、市街地が形成されることが確実であることから、市街化区域へ編入するものです。当該地区は本審議会でご審議いただきました猪名川町産業拠点地区地区計画と同様の区域で、市街化区域への編入後においても準工業地域並みの現行と同様の規制により、立地特性を生かした計画的な土地利用を誘導することとします。

ピンク色の区域は今回、市街化区域へ編入する約45.9へクタールの区域でございます。 編入基準としましては、町の都市計画マスタープランへの土地利用の方針の位置づけや地区 計画による計画的な市街化形成が確実に見込まれることから、基準を満たしております。

こちらは現況写真、現況といいますか、去年11月末に撮影されたものでございます。現在、最初の町長の挨拶にもありましたが、物流施設2棟が建設中で、手前が8月に完成予定と、奥のほうが11月に完成予定で工事のほうが進められております。

次に、計画図、若葉地区でございます。こちら、赤色で示す区域が区域区分の境界で、こちらが都市計画道路原広根線、29年4月に道路改良工事が行われまして、広がった部分がありますが、新しくできた道路の中心線を今回、区域区分の境界として変更するものでございます。この図面が変更概要図でございます。少し画面では薄くて見えづらいですが、手元資料で黒い線が入っていると思うので、その黒い線が旧道で今の現況の区域区分ですが、道路改良で広がった、道路に合わせて中心線に境界を引き直したものでございます。市街化区域から市街化調整区域へ編入する面積が黄色でお示ししている部分で、0.09ヘクタール

でございます。新たにピンク色に塗っているところが市街化区域に編入する区域で0.04~クタール、トータルで0.05~クタールの境界調整となっております。

先ほども説明しましたが、スケジュールとして、今後2月16日に兵庫県都市計画審議会で付議され、2月下旬には国土交通大臣の同意協議、3月に決定告示となっております。

議案2号のほうにつきましては以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号、阪神間都市計画用途地域の変更(猪名川町決定)についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料3をご覧ください。阪神間都市計画用途地域の変更(猪名川町 決定)についてでございます。

見直しの経緯につきましては、区域区分の変更に合わせて都市計画法第8条に規定される 用途地域の指定が必要となり、今回見直しをするものでございます。

見直しのスケジュールについてご説明いたします。用途地域の変更につきましては市町決定になっておりまして、9月24日に本審議会に先ほどの区域区分の変更と併せて報告させていただきました。10月9日、兵庫県知事への協議を行い、10月16日に異存ない旨の回答をいただいております。令和3年1月13日から27日まで変更案の縦覧が行われました。こちらにつきましても、縦覧者、意見書の提出はありませんでした。本日、2月8日に都市計画審議会に付議させていただきまして、3月下旬に、ほかの阪神地域都市計画区域マスタープランと区域区分に合わせて3月末に決定告示をする予定としております。

次に計画書でございます。スクリーンはちょっと字が小さいので、資料3の1ページ、計画書をご覧ください。こちらは変更後の数値が記載されておりますので、変更点につきましては、資料3の3ページ、新旧対照表がついておりますので、そちらをご覧ください。スクリーンのほうは抜粋して変更箇所だけを示しております。第一種中高層住居専用地域、表の中ほどの建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、いわゆる容積率になります。この欄が、200%以下の区域と150%以下の区域がありまして、今回は200%のほうの変更になります。これは若葉地区、先ほどは区域区分で説明しましたが、境界調整によるもので、0.05ヘクタール減少となります。また、工業地域につきましては、肝川・差組地区の市街化区域への編入は工業地域として、今回新たに45.9ヘクタールが追加されるものでございます。

理由書につきましては、資料3の2ページになりますが、第8回区域区分の変更に伴い、 民間の開発事業によるもの1か所、肝川・差組地区、道路事業の整備に伴って境界を明確化 するもの1か所、若葉地区について、市街化調整区域から市街化区域に編入するため、これ に合わせて用途地域の変更を行う。区域区分の変更に伴い、各地区において指定する用途地 域については、下記のとおりである。

1つ目、肝川・差組地区は、猪名川町都市計画マスタープランに活性化の拠点地区と位置づけ、民間事業者が既に開発許可を得て、土地造成工事を完了しており、市街地が形成されることが確実なため、市街化調整区域から市街化区域への編入に合わせて工業地域を指定します

2番、若葉地区は、区域区分界を旧道路の中心線としていたが、都市計画道路原広根線の整備に伴い、道路線形が変更となったため、整備された都市計画道路の中心線に境界を変更するものです。市街化区域に変更する区域は背後地と同じ第一種中高層住居専用地域を指定

します。

次のスクリーンのほうを見ていただければ、今回、肝川・差組地区において指定を予定している用途地域です。こちら工業地域として建ペい率が60%、容積率が200%としております。

用途地域が工業地域の理由につきましては、現行の地区計画の用途制限が準工業地域で制限している建築物の用途以上の用途を認めることとなります。今回の用途を準工業地域とした場合、現行の地区計画は齟齬をきたすこととなりますので、用途地域にあっては工業地域として位置づけております。しかし、今回、産業拠点地区が工業地域となっておりますが、現行の地区計画の制限内容をもって土地利用の誘導を図っていくこととしておりますので、建築物の用途の制限は変更ございません。

若葉地区において線引きの区域界を旧道路の中心線としていましたが、都市計画道路原広根線の整備に伴い、道路線形が変更となったため、整備された都市計画道路の中心に境界を変更するものです。先ほども説明しましたが、黒い線が旧道の中心線、赤のラインが今回、道路改良が済んだ部分になります。

これに伴いまして、猪名川町の用途地域全体の面積も変更となりますので、そちらについても説明します。

本町の用途地域は現在6種類の用途地域が指定されております。全体466ヘクタールのうち、一番上の行、第一種低層住居専用地域が約318ヘクタールで、全体の68%を占めております。変更後は工業地域として今回46ヘクタールとなりますので、合計としましては512ヘクタールが用途地域全体の面積となります。本町は、全域が都市計画区域でございますので、市街化区域の466ヘクタールのほかは市街化調整区域になります。8,567ヘクタールが市街化調整区域です。全体合計の面積が9,033ヘクタールでございます。今回見直し後ですが、先ほど言いました市街化区域が512ヘクタールで5.67%になります。市街化調整区域がその差引き8,520ヘクタールで94.33%、合計は変わりません。

最後に、スケジュールですけども、今回は2月8日、都市計画審議会に付議させていただきまして、区域区分と併せて3月下旬に決定告示となります。

説明のほうは以上でございます。

- ○会長 ありがとうございました。 それでは、まず議案第2号ですね、何かご意見、ご質問ございますか。 どうぞ。
- ○委員 1ページの人口フレームというのがありますが、市街化区域内の人口が4万人減っていると載っていますが、これは積み上げたものかと思いますが、猪名川町ではこの上が5万人、下が4万人でしたけど、猪名川町ではどのような想定になっているのか分かれば教えてください。2号議案の1ページの表の人口フレームのところですね。
- ○事務局 都市計画区域、平成27年が175万7,000人ですけども、猪名川町の場合 3万838人。
- ○委員 いや、これ阪神間ですから175万7,000人ですね、全部で、27年が。
- ○事務局 はい。
- ○委員 令和7年になったら170万7,000になっている、5万人減ってくるということ

ですけどね。そのうち、猪名川町ではどのぐらいの数字になっているかということを今お尋ねしました。

- ○事務局 令和7年の猪名川町につきましては2万9,000人の予想となっています。将来の見通しということで2万9,000人減。
- ○委員 いや、5万人のうち、2万9,000人が猪名川町ですか。3万人はないでしょう。
- ○事務局 3万1,000人から2万9,000人となります。
- ○委員 阪神間で5万人でしょう。そのうち猪名川町では何万人ですか。阪神間で5万でしょう。
- ○事務局 そうですね、阪神間で5万人減っており、猪名川町では2,000人の減です。 区域マスタープランの資料1の2をご覧ください。それの19ページ、中ほどに表の2、市町別人口の推移と将来の見通しという表がありますが、そちらに阪神地域の人口、中ほど平成27年が阪神地域でいいますと、175万8,000人が令和7年に170万7,000人と示しておりますその下のほうに、猪名川町が一番下段、3万1,000人から2万9,000人ということが示されており、2,000人の減ということですね。
- ○委員 そうですか。ありがとうございます。
- ○会長 それでは、ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

特にご質問、ご意見ないようですので、諮らせていただきます。議案第2号、阪神間都市 計画区域区分の変更について、原案どおり猪名川町が兵庫県に異議なき旨を回答することに ご意見ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○会長 ありがとうございました。それでは、異議なしということで答申させていただきます。 続きまして、第3号議案につきましてご質疑、ご質問等ございませんでしょうか。 どうぞ。
- ○委員 流通センターのところが工業地帯ということに、用途地域になっているのですが、流 通施設というのは工業地帯になるわけですか、商業ではないわけですか。工業地帯も工業、 準工、いろいろ分かれると思うのですが、これは工業地帯でいいわけですか。その辺、工業 地帯がぴったりだという理由を教えてほしいのですが。
- ○事務局 失礼します。事務局です。当審議会のほうで当該地区につきましては、平成26年と28年に地区計画のほう、都市計画決定のご審議賜って計画決定しております。その地区計画の内容は調整区域の地区計画ですので、ある意味、用途は無指定です。指定した内容が準工業地域並みの用途地域を指定しました。ただ、準工業地域の中でも一部、調整区域無指定ですので、いわゆる積み上げでつくっていますので、今回つくっている今の現場の地区計画については、市街化区域の準工業地域をそのまま当てはめると少しあふれる部分もございますので、工業地域という用途地域を指定いたしまして、実際はこの地区計画で用途をコントロールとするといいますか、そういう内容になってございます。商業といいますか、近隣商業地域、商業地域、準工業地域になりますけれども、現場の施設で申し上げますと、準工業地域以上でなければ建設が不可能になりますので、今回は工業地域の指定をして、実際は準工業地域並みの地区計画で制限するということで、物流施設はこの工業地域に指定しないと、建設ができないというものでございます。
- ○会長 よろしいですか。それでは、ほかに何かご意見とかご質問はないでしょうか。

それでは、特に意見がないようですので、原案のとおり異議なしとして答申をしていただいてもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長 それでは、異議なしということで答申させていただきます。

それでは、第1号議案のご説明の準備もございますので、少し休憩をさせていただきたい と思います。

それでは、5分程度で休憩をさせていただきます。

[休 憩]

○会長 それでは、よろしいですね。再開させていただきます。

それでは、第1号議案でご指摘がありました件につきまして、事務局のほうからご説明を いただけるということですので、よろしくお願いいたします。

○事務局 何度も失礼します。1号議案の資料1の2、都市計画区域のマスタープランの資料をもう一度お開き賜ればと思います。資料1の2でございます。

資料1の2は11ページからですけれども、全県的にこの都市づくりの基本方針ということで11ページの一番上、3、都市づくりの基本理念、(1)安全・安心な都市空間の創出、12ページのほうに(2)で真ん中ですね、地域主導による都市づくり、13ページの下のほうですけれども、(3)で持続可能な都市構造の形成ということでなってございます。これは、先ほどございました30年に当審議会でご説明いたしました際には、県のほうから示されたこの都市計画マスタープランに関する基本的な見直しの基本方針というところがございまして、今回はこの見直しの基本方針に沿ってマスタープラン案ができております。今申し上げました3つのとこについては基本的柱立ては変わってございません。

ただ、先ほどありました (3) が持続可能な都市構造の中からずっと流れまして、15ページのほうには一番上、①市街地エリア、②市街地以外エリアということで進んでいきますが、これは地域連携型都市構造の位置づけに向けた基本方針の中で書いているわけですが、この辺りにつきまして前の平成30年のときにあったものが今回は13ページの上のほうの(2) の地域主導の都市づくりのほうの中で、地域資源を生かした都市の活性化の項目のほうで、13ページの上から6行目ぐらいからですね、市街化調整区域においては、その性格を維持しつつ、地域の活力の維持や産業の活性化に資するまちづくりを進めるために、前の見直しのときには都市計画制度などでしたけれども、ここはより具体的に地区計画制度などにより柔軟に活用を支援していくというのが県のマスタープランの中では方針として示されております。

前の見直し方針ともう一つ大きく変わっておりますのが、そのまま13ページ下のほうに行きますと、持続可能な都市構造の形成、ア、地域連携型都市構造の実現のところが1段落、2段落書いておりますけれども、14ページの上段に参ります。2行目から以降につきましては、新たに追加された部分でございまして、前の見直し方針からは少し変わってきておりまして、ここの4行目ぐらいにまちのにぎわいや生活の質の維持、向上が図られる、こういったことを進めていかないといけないということが、この辺りにちょっと盛り込まれてきているということでございまして、にぎわいとかそういったものにつきましては、前段の部分にちょっと持っていってもらっておりまして、先ほどの15ページの辺りからは少し割愛されているのかなというふうに考えてございます。

一応マスタープラン関係につきましては、そのような形で大きく削られたといいますか、 特段柱は変わっておりませんけれども、組替えが行われているのかなと考えてございます。 以上でございます。

- ○会長 ありがとうございます。 よろしいでしょうか。
- ○委員 はい、了解しました。
- ○会長 そういうことでご説明いただきましたので、これで説明は終わらせていただきたいと思います。
- ○事務局 失礼します。資料の中で一部訂正がありましたので、本日お配りしているパワーポイントの資料の議案第2号ですが、5ページ目、5枚目の下の図に、総括図の抜粋がありますが、そこで法定図書というわけではないですが、このパワーポイントの説明でつつじが丘住宅地と記載しているところ、つつじが丘の「が」といいますか「ヶ」、片仮名の小さい「ヶ」になっています。ここは平仮名の「が」になりますので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。
- ○事務局 何度も訂正で申し訳ございません。

それと1個、また会長には、この後、答申のほうに進んでいただくわけですけれども、先ほど県からの諮問案件につきましてご意見賜っておりますことにつきましては、事務局といたしまして当審議会からこのような意見があったということを、事務局のほうで県のほうに申し伝えるということをお伝えして、答申のほうに移っていただければというふうに思ってございます。

○会長 猪名川町長、福田長治様。猪名川町都市計画審議会会長、柏原士郎。阪神間都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針の変更について答申。令和3年2月8日付猪都第45号で 諮問のありましたこのことについては、令和3年2月8日に開催の審議会において審議の結 果、原案のとおり異存ありませんので、この旨、答申いたします。

猪名川町長、福田長治様。猪名川町都市計画審議会会長、柏原士郎。阪神間都市計画区域 区分の変更について答申。令和3年2月8日付猪都第46号で諮問のありましたこのことに ついては、令和3年2月8日開催の審議会において審議の結果、原案のとおり異存ありませ んので、この旨、答申申し上げます。

猪名川町長、福田長治様。猪名川町都市計画審議会会長、柏原士郎。阪神間都市計画用途 地域の変更について答申。令和3年2月8日付猪都第47号で付議のありました標記のこと については、令和3年2月8日の審議会において原案のとおり可決されましたので、この旨、 答申申し上げます。

- ○事務局 どうもありがとうございました。
- ○会長 それでは、以上で本日の議事につきまして審議は終了いたしました。 その他、事務局から何かございますか。
- ○事務局 ありがとうございます。結構です。
- ○会長 なければ、以上で進行を事務局にお返しいたします。
- ○事務局 ありがとうございました。

会長におかれましては、会議の進行にご尽力賜り、誠にありがとうございました。また、 委員各位におかれましては、審議会の運営にご協力をいただき、ありがとうございました。 令和2年度の審議会については、本日で終了となります。来年度につきましては、都市計画審議会の開催を3回程度予定してございます。特に先ほど担当のほうで説明がありました、今度は市町マスタープラン、都市計画マスタープランの見直しという大きな予定がございます。まず、初回としては6月頃を1回目として予定して、その後進めてまいりたいと思ってございます。委員の皆さんにおかれましては、本町都市計画行政にご理解、ご協力いただき、変わらずご審議いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和2年度第2回の猪名川町都市計画審議会を閉会いたします。本日は どうもありがとうございました。長時間、ありがとうございました。